

議案第 6 5 号

愛日地方教育事務協議会規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 6 の規定により、愛日地方教育事務協議会規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成 2 3 年 1 2 月 1 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、平成 2 4 年 1 月 4 日に愛知郡長久手町が長久手市に名称を変更し、市制を施行することに伴い、本協議会規約の一部を改めるため必要があるからである。

愛日地方教育事務協議会規約の一部を改正する規約

愛日地方教育事務協議会規約の一部を次のように改正する。

第3条第9号及び第10号を次のように改める。

長久手市

東郷町

附 則

この規約は、平成24年1月4日から施行する。